平成２２年（フ）第２９９号
新潟県柏崎市大字藤井1994番地６
破産者　石塚　義紀
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
金沢市本江町６番36号
破産者　北川　　勉
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３９２号
愛知県一宮市高田字郷廻り193番地、開始決定時の住所愛知県一宮市高田字郷廻り195番地
破産者　尾関　之俊
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１７０号
愛知県犬山市長者町６丁目74番地
破産者　黒田　真澄
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４２３号
愛知県一宮市猿海道１丁目９番３号　コーポモリタⅢ102号、開始決定時の住所愛知県一宮市多加木４丁目22番７号
破産者　野村　　太
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４２６号
愛知県江南市古知野町小金72番地　、開始決定時の住所愛知県江南市宮後町大塚14番地
破産者　齋藤　隆昭
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２１号
滋賀県野洲市冨波乙690―19、開始決定時の住民票上の住所横浜市都筑区仲町台１丁目33番23号パークサイドヒルズ305
破産者　大門　孝至
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５号
滋賀県甲賀市土山町大野5093番地
破産者　橋爪牧場こと　橋爪　　登
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９号
滋賀県湖南市宮の森２丁目11番12号、前住所大阪府池田市旭丘２丁目９番３号
破産者　岡野　全宏
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８号
京都府綾部市寺町植松９番地の１
破産者　安藤　雅之
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
大阪府東大阪市小阪１丁目12番12―906号
破産者　井上　栄二
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
広島県福山市赤坂町大字早戸377番地３、旧住所広島県福山市柳津町1556番地の１
破産者　野田　勝己
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第５４６号
北九州市小倉北区井堀３丁目７番26―702号
破産者　洞　　海修
1　決定年月日　平成23年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

免責許可決定

平成２３年（フ）第２５号
徳島市南末広町４番14―５―902号、旧住所徳島市大和町２丁目３番41―306号
破産者　東田眞紀子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０号
徳島市北田宮３丁目４―23、旧住所徳島市南田宮１丁目５番60号
破産者　多田智加子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８号
徳島県板野郡北島町鯛浜字原187番地２　メゾンＢ―ＤⅠ号室
破産者　福島ひろみ
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９９号
徳島市八万町内浜31番地―202号
破産者　坂本　優子
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０６号
徳島市不動東町４丁目1553番地６　市営不動東４改良８住宅10号、住民票上の住所徳島市国府町和田字原淵27番地の15
破産者　澤崎　輝夫
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５８号
香川県高松市片原町４番地９
破産者　松本　静江（旧姓末竹）
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係